

医療機関窓口での自己負担割合について

病気やけがをした場合、医療機関等で「保険証」または「資格確認書」を提示すれば、医療費の一部を窓口で負担することで治療を受けることができます。残りの医療費については、燕市国民健康保険が直接負担します。

窓口で負担する金額は、保険適用を受けられない部分については全額、保険適用を受けられる部分については医療費の総額に【自己負担割合】を乗じて計算されます。【自己負担割合】は、年齢や所得区分などにより次のようになります。

自己負担割合について

区 分	自己負担割合
義務教育就学前の人	2割
義務教育就学後、70歳未満の人	3割
70歳以上75歳未満の人 ^{※1} (現役並み所得者 ^{※2} 除く)	2割
70歳以上75歳未満の現役並み所得者 ^{※2}	3割

※1 70歳の誕生日の翌月から（誕生日が1日の人は、その月から）自己負担割合が見直されます。その後、毎年8月に見直されます（修正申告等で所得が変わった場合はその都度）。

※2 「現役並み所得」とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、2割負担となります。